

代王とされるラジャ・ムレワルは、篡奪者ラジャ・カーティブを現在の王宮所在地スリ・ムナンティから駆逐後も、そのまま王として即位せず、土着の娘を妃として強奪し、一度、「被支配者」空間であるルンバウの地へ移り、そこで地方首長たちに王としての承認を得、ルンバウでの即位を経て、初めて、スリ・ムナンティの王宮に移って王朝を開始したという。この初代王によるスリ・ムナンティからルンバウ、ルンバウからスリ・ムナンティへの空間移動は、「支配者」が「被支配者」空間へのフィルターを通過して、初めて「支配者」たり得ることを物語るものである。宮廷儀礼における「支配者」側の、王宮からパンチャ・プルサダへ、パンチャ・プルサダから王宮へ、という往復運動は、このラジャ・ムレワル伝承の儀礼的反復の表現であると解釈することが可能である。

一方、儀礼の中心部分である(3)の過程は、(2)と逆転しているといつてよい。即ち、ここでは「被支配者」側が、「支配者」空間への直線的往復運動を行なうのである。換言すれば、「被支配層」が(スリ)ラジャ・ディ・ムダという、「被支配者」のために設けられた特別な儀礼空間から、シンガーサーナ、即ち玉座にいる王・王妃の前に進み出、拝謁後、再びラジャ・ディ・ムダ空間へ下がる(結婚式であれば、王子・王女が類似したパターンで拝謁を受ける)。

こうしてみると、ヌグリ・スンピランの宮廷儀礼の基本構造は、「支配者」側による、「被支配者」空間への往復運動によって構成される前半部が、「被支配者」側による、「支配者」空間への往復運動によって儀礼の中心目的が遂げられる後半部を導入するための必須の過程として要請されていることを示すものである。以上のような儀礼の分析を通して、「支配者」・「被支配者」間の互惠的契約に依拠し、かつ、相互のコミュニケーションが強調される伝統的政治倫理を、我々は窺い知ることができるのである。

東南アジア史料としての嶺外代答 —安南國の条を中心として—

和田 正彦

南宋の淳熙5年(1178)に廣南西路の桂林通判の任にあった周去非の著わした「嶺外代答」は、范成大の「桂海虞衡志」、趙如适の「諸蕃志」とともに西暦12、13世紀の東南アジアに関する重要な文献史料であることは夙に知られている。ここでは「嶺外代答」全10巻、19門、294条のうち同書の巻2 外國門上に収められている安南國の条の内容を検討することによって、当時のベトナム人の中国観、中国人のベトナム観を考えてみたい。

安南國の条の内容は大凡7つの部分に分けて考えられる。まず第1は行政区画・地理的位置を記した部分で、当時ベトナムを支配していた李朝の行政区画が4府13州3寨から成っていたことが記されており、また各々の名称と大凡の地理的位置関係についても記されている点が注目される。この行政区画数と名は、周去非が著作時に参照した「桂海虞衡志」(佚文が「文献通考」巻330 四裔考7 交趾の条に収載されている)にも見えず、「宋史」の交趾傳をはじめ他の中国側漢文史料にも見えないばかりか、ベトナム側漢文史料にみえる李朝の行政区画数(24路2寨)や名称とも異なり、アンリ・マスペロやダオ・ズイ・アインらの李朝の歴史地理に関する研究でもこの記事が基本史料になっている。

次の中国南部とベトナム李朝の都、昇龍との交通路に関する記事については、前回の大会で「宋代のベトナムを記述した范成大・周去非・趙如适の対外政策」と題して発表された山内正博先生も指摘されたように、その末尾の「地里此れに止まるも文移動もすれば數月を以てす。蓋し故さらに遷延を為し、以て道里の遠きを示す。」からは、小国ベトナム李朝が大国中国=宋に対して国土を広くみせることによって、中国側の情報収集活動を極力防止しようとしたことがわかる。

第3番目の部分は丁部領即位の年(965)から李高宗即位の年(1175)までのベトナムの王朝交替、帝位継承について記されているが、次の国号、年号、諡号に関する部分ではベトナムの年号の創始や李朝各皇帝の年号に明らかな誤りがみられる。次の内政に関する部分は、ほぼ同様の文章が「桂海虞衡志」にみえるので、これによったものと考えられる。なお、ベトナムの職官の分類について、安南國の条とベトナムの史書との間に違いがある。すなわち、安南國の条では内職を「治國」の官、外職

の「治兵」の官と規定しているが、ベトナムの史書では内職は中央の官、外職は地方官に対する総称とし、文官は文班、武官は武班という総称で呼ぶのが一般的である。

次は紹興26年(1156)の朝貢および乾道9年(1173)の朝貢に関する記事で、ともに「宋會要輯稿」第199冊 蕃夷7の47葉および51~56葉に詳しい。この部分では、宋の使節の態度とそれを迎えるベトナム官人の態度に関する記事に興味深いものがある。すなわち、ベトナム側が宋の使節とベトナムの一般人民とが接触することを極度に警戒していたことが記されているが、これも中国側の情報収集活動を防止するためにとられた措置と考えられる。また、乾道9年の朝貢の記事の中に、ベトナムの使節の傲慢な振舞いを記した部分があるが、これは逆に、ベトナム側から考えると、朝貢は中国の国内情勢を探る絶好の機会であったので、多少強引とも思われる態度や行動をとったものと考えられる。

最後の部分では、髪形、髪飾、扇、履物、笠、文身、頭巾、官人の服装と乗り物などベトナムの当時の風俗について記してあり、このうち鶴羽扇、螺笠、皮履などについては同書巻6 器用門の羽扇、鬘笠、皮履の各条に詳しく記されており、轎という駕籠式の乗り物についても同書巻10 蠻俗門の抵鷄の条に詳しい。

以上のことから、この宋南國の条は、中国=宋とベトナム=李朝の情報収集合戦の一方の成果の一つであると考えられる。宋と李朝とは対立(西暦11世紀末の李朝の宋領内侵攻と宋の反攻)と共存(朝貢関係の維持)という歴史的関係を前提に考えると、国境防衛の任にあった范成大も周去非も私的興味からではなく、少なくともベトナムに関する限りは公的立場からその国内情勢を調査して記録にとどめたものと考えられる。その証左としては、同書の巻2、巻3の外国門において安南國の条が他の諸条に比べて極めて長文であることや、殊にベトナム・中国双方にとって格好の情報収集の機会である朝貢に関する部分が多いことのほかに、同書には巻1の邊帥門や巻3の沿邊兵・土丁戍邊・峒丁戍邊・田子甲の諸条にみられるようにベトナムと国境を接する両廣地方の兵制に関する記事が多いことがあげられよう。

第31回研究大会

昭和59年6月9日(土)、10日(日)の両日、大阪外国語大学で開催された。同大学のプログラムおよび発表要旨は次のとおり。

6月9日(土)

〈自由研究発表〉

モータムと「呪術的仏教」	林 行 夫 (竜谷大大学院)
タイの地方行政と農村開発	橋 本 卓 (同志社大大学院)
植民地期南部ベトナムの土地政策と水田開発	高 田 洋 子 (津田塾大)
パレンバン王国の政治構造	鈴 木 恒 之 (東京女子大)
ジャワ村落の多様性—クントウィジョヨのマドゥラ社会研究をめぐって—	田 中 則 雄

6月10日(日)

〈シンポジウム『東南アジア現代史におけるリーダーシップ』

問題提起	池 端 雪 浦 (東京外国語大学)
アウン・サンからネ・ウインへ	奥 平 竜 二 (東京外国語大学)
ホー・チ・ミンからレ・ズアンへ	五 島 文 雄 (大阪外国語大学)
スカルノからスハルトへ	土 屋 健 治 (京都大学)
コメント	松 尾 大 (大阪外国語大学)